

フランチャイズ契約の更新も更新拒絶に関する不法行為も認められないとされた事例

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和 5 年 11 月 20 日
【事 件 番 号】 令和 3 年（ワ）第 7974 号
【事 件 名】 損害賠償等請求事件
【裁 判 結 果】 棄却（確定）
【参 照 法 令】 民法 1 条・415 条・709 条
【掲 載 誌】 判タ 1531 号 186 頁、金判 1703 号 26 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25612108

中央大学教授 高田 淳

事実の概要

X（フランチャイジー・A 国法人）は、もともと契約関係にあった Y（フランチャイザー）と、A 国内において、Y が展開するファッションブランドの製品（「本件製品」）を X が販売する旨のフランチャイズ契約（「本件契約」。期間 5 年間）を、平成 28 年 3 月 18 日に締結した。

X は、令和 2 年 2 月・同 7 月に、本件契約条項に基づいて更新申入れ通知・更新通知を行った。両者は、契約更新を機に行う X の店舗の移転・その時期・その賃借の段取り、X の売上・事業予測等をめぐって頻繁にメールで連絡を取り合い、同年 7 月・12 月にはリモート会議も行われた。Y は、令和 3 年 2 月 11 日、本件契約について更新しないことを決定したとの通知をした（「本件更新拒絶」）。

X が、Y に対し、主位的に本件契約が契約更新に関する本件契約条項により更新されたと主張して債務不履行損害賠償等の請求を、予備的に契約更新がないとしても Y は不法行為責任を負うと主張して損害賠償請求を行った。

判決の要旨

「X は、……Y が本件契約の更新を前提とした行動を取っていたことから本件契約の更新について Y が同意していたことが裏付けられている旨主張するが、黙示的にもそのような同意があったとは認められない。」

「フランチャイズ契約のような継続的契約にお

いては、契約関係の安定性の保護の要請から、契約期間満了時における更新拒絶を制限するのが相当な場合もあり得る。そして、本件契約には、いわゆる完全合意条項として」該当の契約条項があるが、同条項は、「書面化された本件契約が締結される以前に交渉され、又は、合意された条件により、本件契約による合意を修正できないという趣旨の規定にすぎず、契約の条項の補充的な解釈を排除する趣旨ということとはできない。」しかしながら、本件契約の規定内容に照らせば、「更新拒絶することにやむを得ない事由がないときは、Y は、……同意をしたものとみなされるという解釈を採ることは相当ではなく、同解釈を前提とする X の主張は採用することができない。」

「X は、……本件更新拒絶は信義則に反し、又は権利濫用に当たると主張する。しかし、……本件契約の条項、X の事業規模や Y との関係、X と Y との協議の経過、本件更新拒絶が X に与える影響等を総合的に考慮すれば、本件更新拒絶が信義則に反し、又は権利濫用に当たるとは認められない。」

「Y が、……本件契約が更新されることに対する信頼を抱かせた上で不当に交渉を破棄して本件更新拒絶に至ったなどの事情があるときは、Y の行為は信義則上の注意義務に反するものとして不法行為を構成する。」

しかし、本件契約の更新に係る交渉過程における Y の行動等が X をして本件契約が更新されることについて法的保護に値するような合理的な期待を抱かせるものとはいえないから「Y が X に対して、本件契約が更新されることに対する信頼を

抱かせた上で不当に交渉を破棄したものということとはできない。「また、Yが令和2年7月頃までに本件契約を更新しない旨決めていたにもかかわらずそれを伝えずに交渉を継続した旨のXの主張についても、……前提を欠くもので採用することができない。

以上から、Yの交渉過程における言動が信義則上の注意義務に違反するということとはできず、不法行為を構成するということとはできない。」

判例の解説

一 本判決・本件の特徴

本件で注目されるのは、フランチャイズ契約の期間満了時において、契約の存続のために、更新へのYの同意があったこと（下記二）、Yの更新拒絶にやむを得ない事由が必要であると解釈すべきこと（三）、Yの更新拒絶が信義則違反・権利濫用にあたること（四）という3つの法律構成が主張された点である。本判決は、これらの構成について詳細な検討を行っている。また、Yの更新拒絶が契約交渉不当破棄の枠組でも論じられる点（五）も特徴的である。

なお、本件契約は本件製品の流通・販売が主目的であり、YがXに対して事業経営のためのノウハウの提供や指導援助・監督を行う内容ではないので、いわゆるビジネスフォーマット型フランチャイズではなく、商標ライセンス型フランチャイズないし製品フランチャイズにあたる¹⁾。

二 黙示的同意の存否

Yは本件契約更新に黙示的に同意していたとのXの主張は否定された。本判決は、黙示的同意があったことを根拠づけるものとしてXが挙げる事実（Xの更新申入れ通知・更新通知に対してYは異議を述べず非更新の可能性を伝えなかった、Xが最低購入約定額を超えて発注しYはこれを受注した、Yは新店舗への移転の協議に応じていた、Yが契約終了後の期間にわたるXの発注計画の提出を要請したこと等）について、全て黙示的同意を認めるに足らないと判断した。Yの言動については契約の更新の是非の検討の一環であったこととして説明がつくこと（Xの発注量については本件契約契約期間中のものとして理解できること）が重視されている。

黙示的同意も意思表示であり、本判決は、意思表示の立証には多義的な解釈を許す事実では足りないことを示すものであろう。

契約の期間満了に際して、フランチャイザーが契約の更新に黙示的同意していたかという争点に裁判所の判断が出されることは管見の限り初めてであり、事例的意義があろう。もっとも、本判決は、「本件契約に基づき行う必要のある通知は、書面により送付された場合のみ有効である。」とする本件契約条項の効力を問題視してはいないところ、これを前提とすれば、「黙示的同意」の主張は直ちに斥けられるのではないかという疑問が残る。

三 更新拒絶制限の当否（更新拒絶にやむを得ない事由を要求すべきか）

1 本判決の判断

本判決は、更新拒絶制限をするべきか否かの問題を契約解釈の問題として位置づけて、本件契約書上やむを得ない事由等の更新拒絶事由の規定がないこと、自動更新条項がないこと（そのためフランチャイジーは期間満了時の契約終了を予測して行動できること）、制定法上の黙示の条件の可及的排除等の契約文言の分析を行い、さらに、本件契約が企業間契約であり、また一方的にYから契約条項を決定されたわけではないことを指摘しつつ、本件契約が継続的な販売目的の契約であること等のX側の契約解釈上の論拠を全て斥けて、更新拒絶制限を内容とする契約解釈を否定した。

2 先例

(1) 更新拒絶制限の採否

本判決は、更新拒絶制限の解釈がありうることを前提としてその当否を検討する。フランチャイズ契約の期間満了による終了時に更新拒絶を制限するべきかに関する最高裁の判決は存しない²⁾ものの、関連する下級審裁判例は相当な数に及ぶ。

フランチャイズ契約一般に関してその継続性やフランチャイジーの投資回収の必要性を挙げて、更新拒絶に一定の事由（やむを得ない事由等）を要するとする判断（更新拒絶制限）に、東京高決平20・9・17判時2049号21頁、東京地判平22・5・11判タ1331号159頁、東京高判平25・6・27（公刊物未登載、LEX/DB25501382）がある（I a）。同じ更新拒絶制限の結論をとりつつも、長期の契約関係の存続やフランチャイジーの依存度の大き

さ等当該事案の固有の要素をその論拠とする判断として、名古屋地判平2・8・31判時1377号94頁、鹿児島地判平4・8・28（公刊物未登載、LEX/DB28061024）、東京地判平24・1・30判時2149号74頁がある（Ⅰb）。

更新拒絶非制限の立場の判決としては、契約終了を制限する法律規定がないことを理由とする名古屋地判平1・10・31判時1377号90頁、フランチャイズ契約であるとの一事をもって更新拒絶制限をするべき理由は見出し難いとする東京地判平20・5・28（公刊物未登載、Westlaw：2008WLJPCA05288001）がある（Ⅱa）。また、更新拒絶非制限を結論としつつも、本判決と同様に、当該契約上の契約期間の定めや自動更新条項の不存在等契約文言を詳細に分析して結論に至る判断として、東京地判令3・3・2（公刊物未登載、LEX/DB25588354）、東京地判令3・5・27（公刊物未登載、LEX/DB25600152）³⁾がある（Ⅱb）。

このような先例の状況に照らすと、本判決は、フランチャイズ契約一般ないし継続的契約一般について更新拒絶制限を認めるべきかというレベルで判断する（Ⅰa・Ⅱa）のでなく、更新拒絶制限を認めるべきか否か自体が当該事案の個別事情によって決まるとの立場として理解できる諸判断（Ⅰb・Ⅱb）に位置する。その上で、本判決は、更新拒絶制限を採用すべき個別事案の要素はないと判断した（Ⅱb）。

Ⅰaには、実質的にフランチャイズ契約の更新拒絶制限を内容とする立法を行うのに等しく、解釈の範囲を超えている疑いがある。多くの実際の更新拒絶制限をめぐる判断は、事例判断としての性格が強く⁴⁾、更新拒絶制限説を採用するか否か自体が当該事案の個別事情から引き出されているとの分析がある⁵⁾。本判決は、Ⅰb・Ⅱbの諸裁判例と共に、この分析を例証するものといえる。

(2) 更新拒絶制限の採否の契約解釈への位置づけ

本判決は、フランチャイズ契約の終了において更新拒絶制限があるかどうかを契約解釈の枠組で捉えるべきと理解しており、この点に大きな特徴がある⁶⁾。本判決は、前掲東京地判令3・3・2と同様に、更新拒絶の当否の判断に際して専ら契約文言を検討している。これは個々の契約の契約解釈として更新拒絶制限の採否を位置づける理論に沿ったものであろう。

3 完全合意条項と契約解釈

本件契約にはいわゆる完全合意条項が存したが、本判決は、同条項は本件契約締結前に交渉・合意された条件によって本件契約の合意を修正できない趣旨の規定にとどまり、「契約条項の補充的な解釈を排除する趣旨ということとはできない」として、上記契約解釈を行った。

完全合意条項は、契約書が当事者間の完全な合意を示していることを規定して当該契約書以外の別の合意・協議・確認の主張を封じるためのものであり、同条項が置かれるときは、当該契約書以外の合意等の効力は否定されるものの、当該契約書の条項を解釈するために当該契約書以外の資料を利用することは当然には排除されないとの理解が示されており⁷⁾、本判決もその理解に類するものと考えられる。

四 信義則違反・権利濫用該当性

1 本判決の判断

本判決は、本件更新拒絶が信義則違反・権利濫用に該当するかをも検討し、契約条項（本契約は契約条項の内容に照らして原則として更新されることを想定していたとはいえないこと等）、Xの規模・交渉力（Xの事業規模・経験・交渉力を踏まえると不利な契約内容についてYに変更を求める交渉を行うことが困難な立場であったとはいえないこと等）、当事者間の協議経過（Yが契約期間後の期間についても売上予測を求めたことについては、Yは本件契約を更新するかどうかの判断のための協議として位置づけていたのであり、そのように理解するのが合理的であること等）、Yによる本件契約非更新判断決定時期（Yは確かにある時期に本件契約の更新と相容れない内容の本件経営戦略を決定したが、その戦略の維持・実行は流動的であり、その戦略に沿って別のフランチャイジーを採用することまで決定されてはいなかった。）について詳細に認定した。

本判決は、Xの契約更新への期待は法的保護に値しないとし、Yによる更新拒絶方針決定時期についてはXの主張を斥けた。

2 先例

期間満了によるフランチャイズ契約の終了を原則として認めつつ、更新拒絶が信義則違反・権利濫用に該当する例外を留保するという処理は、一定数の裁判例が採用し支持する見解も多い⁸⁾。本判決もこの流れに棹さすものである。

本判決における信義則違反・権利濫用該当性に関する考慮要因は、上記三では専ら契約条項が考慮要因とされたことと対照的に多岐にわたるが、その考慮要因は、本判決と同様の枠組をとった東京地判令 3・3・2 のもの（更新に関する約定の内容、従前の更新の経緯、契約の目的内容と実情、更新拒絶の経緯と理由、その他の諸事情）と重なる。

どの要素がどの程度認定されれば信義則違反・権利濫用が認められるかは、裁判例の集積を待つほかないであろう。

五 交渉不当破棄（不法行為の成立）

契約締結に向けた交渉を一方的に終了しても、契約自由の原則によれば責任を問われないはずであるが、自己の言動により契約締結の確実性について相手方を誤信させたときは、責任を問われうる（契約準備段階における信義則上の注意義務違反）⁹⁾。本件の特徴は、すでに契約関係にある当事者が契約更新をめぐる交渉していたところ、一方（Y）が最終的に契約更新を拒絶したことが交渉不当破棄に該当するかが争点となった点にある。Xの主張によれば、本件における更新をめぐる経緯におけるYの言動、および、Yは早い段階で更新拒絶を決定していたのにその意向を適時にXに伝えなかったことが、契約更新に対する合理的な期待を高めた。

本判決は、一定の事情があるときは、Yの行為は信義則上の注意義務に反するものとして不法行為を構成することもありうるとしつつも、Yの言動は本件契約を更新するかどうかの判断のために行われたことを主な理由としてXの契約更新への期待は法的保護に値しないと判断し、更新拒絶方針が適時に伝達されなかったとする点についてはその主張の前提となるYによる更新拒絶方針決定時期に関するXの主張を斥け、不法行為の成立を否定した。

義務違反は否定されたものの、契約更新をめぐる交渉でも不当な破棄に責任を負わせる「信義則上の注意義務」を認めうるとした点に本判決の意義を見出しうる¹⁰⁾。というのは、「信義則上の注意義務」違反が認められれば、二・三・四の構成によって契約更新そのものは認められなくとも、フランチャイジーは損害賠償による救済を受けうるからである。

●——注

- 1) フランチャイズ契約の定義および種類等については、川越憲治『フランチャイズシステムの法理論』（商事法務、2001年）3頁以下、小塚莊一郎『フランチャイズ契約論』（有斐閣、2006年）1頁以下参照。
- 2) 拙稿「継続的契約の終了」只木誠ほか編『債権法改正に関する比較法的検討』（中央大学出版部、2014年）205頁、清水建成＝相澤麻美「1 継続的契約の解消」加藤新太郎編集代表『判例法理から読み解く 企業間取引訴訟』（第一法規、2018年）260頁以下。
- 3) 前掲東京地判令 3・5・27 は、本判決と同様に、フランチャイジーの規模・企業間契約であったことをも指摘するが、本判決とは異なり、当該フランチャイズ契約が長期間にわたり更新を繰り返しフランチャイジーによる投下資本の回収に足りる合理的期間が経過したとの評価が可能であることも挙げる。
- 4) 西口元ほか編『フランチャイズ契約の法律相談（第3版）』（青林書院、2013）233頁〔神田遵執筆〕。
- 5) 清水＝相澤・前掲注2）論文 272頁以下。
- 6) 前掲東京地判令 3・5・27 も同様の判断であると考えられる。
- 7) 加藤新太郎ほか「討論 企業間取引における契約の解釈」加藤編集代表・前掲注2）書 231頁以下、東京地判平 22・12・8 判時 2116 号 68 頁。同旨を明記するものとして、UNIDROIT 原則（国際商事契約原則）2016 第 2.1.17 条。
- 8) 前掲名古屋地判平 1・10・31、前掲東京地判平 20・5・28、前掲東京地判令 3・3・2、前掲東京地判令 3・5・27（全て事例において信義則違反・権利濫用を否定）。松井秀征「継続的契約の解消と補償措置」飯田秀総ほか編『商事法の新しい礎石』（有斐閣、2014年）458頁以下、清水＝相澤・前掲注2）論文 276頁以下、福田敦「2 フランチャイズ契約の契約期間満了後の更新拒絶」加藤新太郎ほか編『裁判官が説く民事裁判実務の重要論点 継続的契約編』（第一法規、2020年）160頁以下、若松亮「前掲東京地判令 3・3・2 判批」WLJ 判例コラム 244 号 Westlaw：2021WLJCC023（2021年）2頁。また、神田孝「札幌地判令 4・4・2 判批」WLJ 判例コラム 274 号 Westlaw：2022WLJCC026（2022年）4頁は、この処理が「下級審判決の傾向」であるとする。
- 9) 最判昭 59・9・18 判時 1137 号 51 頁、最判平 19・2・27 判時 1964 号 45 頁、池田清治『契約交渉の破棄とその責任』（有斐閣、1997年）329頁以下。
- 10) 本件と同様に継続的な商品供給を内容とする自動車ディーラー契約に関して、契約期間満了に際して、当事者は「取引の継続に向けて協力すべき信義則上の注意義務を一定の限度で負う」とし、同義務違反の有無を契約更新拒絶の信義則違反該当性の判断要素として位置づける判断に、東京地判平 16・5・31（公判物未登載、LLI/DB 判例秘書 L05932333）、東京地判平 23・3・15（公判物未登載、LLI/DB 判例秘書 L06630846）がある。